

『災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料作成要領を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力の地域貢献度の項目が優位になります。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対応業務（防災訓練を除く）を行うと、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が更に優位になります。

令和2年12月15日

国土交通省 関東地方整備局
宇都宮国道事務所長
井上 啓

記

1. 協定の概要

- | | | |
|-------|---|--|
| (1) 名 | 称 | 災害応急対策業務に関する協定 |
| (2) 目 | 的 | 本協定は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所の管理または工事中の道路施設等に、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握及び被害の拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。 |
| (3) 内 | 容 | 協定書及び協定区間は別紙－1、2のとおり |
| (4) 期 | 間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで |

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち定期受付において一般土木工事、維持修繕工事、アスフ

ァルト舗装工事、橋梁補修工事、造園工事のいずれかに令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされる者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 栃木県内又は茨城県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。(経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が栃木県内又は茨城県内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。)
- (5) 災害協定の応募区間から30km以内に資機材置き場を所有すること。
- (6) 平成17年4月1日以降に、栃木県内又は茨城県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれか1つの施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同体については適用しない。))

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ工事の施工実績として認める。

- (7) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、当該工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

技術資料の提出については、技術資料作成要領3. による。

4. 協定締結の選定に関する事項

協定締結者の選定については、技術資料作成要領5. による。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504
関東地方整備局 宇都宮国道事務所 管理第二課
TEL 028-639-5256 (管理第二課直通)
FAX 028-638-2873 (管理第二課)
電子メール ktr-ukoku-kanri2@mlit.go.jp

(2) 技術資料作成要領の交付期間、場所及び方法

<宇都宮国道事務所HPからダウンロードの場合>

- ・ 交付期間 令和2年12月15日(火)から令和3年1月19日(火)まで。
- ・ 交付場所及び方法

宇都宮国道事務所HPからダウンロードにより、資料一式(公募文・技術資料作成要領・様式)を入手すること。

※宇都宮国道事務所HPアドレス

<https://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/utunomiya00574.html>

<宇都宮国道事務所での交付又は郵送の場合>

- ・ 交付期間 令和2年12月15日(火)から令和3年1月19日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日(12/29~1/3含む)を除く毎日8時30分から17時15分まで。
- ・ 交付場所及び方法

交付希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)を(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。郵送による場合は、(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、交付希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

電子メールによる交付を希望する場合は、交付希望者の連絡先(メールアドレスを含む)を記載した書面を、上記(1)に電送すること。(電送の着信を確認すること。)

(3) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

- ・ 受付期間 令和2年12月15日(火)から令和3年1月19日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日(12/29~1/3含む)を除く毎日8時30分から17時15分まで。
- ・ 提出場所 上記(1)に同じ。
- ・ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、並びに託送(書留郵便と同等のものに限る)、若しくは電子メール(電子メールの場合には着信を確認すること。)による。
詳細は、技術資料作成要領による。

(4) 協定締結者への通知

- ・通知方法 協定締結者へは郵送により書面をもって通知する。
- ・選定通知 令和3年1月29日(金) (発送予定)

6. その他

- (1) 本協定は、関東地方整備局の総合評価落札方式により、地域貢献度（災害協定の有無）を求める発注工事において、「宇都宮国道事務所（国の機関）と締結した災害協定」として取扱う。
- (2) 前記2.（6）の施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港を除く）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。
- (3) 協定締結においては、2.（2）に掲げる参加資格の申請を令和3年1月15日までに先行し受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされている者であることが条件となり、令和3年4月1日に参加資格の認定がなされていない場合は、参加資格を有しない者に該当し、協定締結は無効とする。
- (4) 2.（2）に掲げる条件を確認する資料として、令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格審査の申請書が受理されていることを証する資料（受付票又は受付印の押されている当該申請書の写し（共同企業体においては、構成する企業分の全て））を5.（3）の技術資料と共に提出すること。